

# 部落問題と差別規制の課題に関する予備的考察

—ヘイト・スピーチを中心に—

山 崇 記

## 論文要旨

近年、「ヘイト・スピーチ」が注目されている。ヘイト・スピーチは、街宣活動などの形を取る差別的な表現行為である。本稿では、ヘイト・スピーチを手がかりに、部落差別の形態とその規制に関する諸課題について検討するものである。結論としてみてきたのは次の二点である。第一に、ヘイト・スピーチという行為における組織化と集團化には一定の新しい特徴が認められる。一方で、これまでにも存在した部落差別の「一形態」といえる。ただし、伝播性や社会的影響力という点で、ヘイト・スピーチの被害は甚大である。第二に、差別行為の規制・対応という点では、重要な二つの課題が十分に検討されていない。つまり、自治体レベルでの対応と地域社会における対応である。自治体レベルでの対応は、部落差別を規制する条例制定という文脈である。地域社会においては、ヘイト・スピーチのターゲットとなるマイノリティが多く住む地域への被害の深刻さである。これら

## 一、本稿の目的

本稿では、近年、街宣活動などの形態をもつて行われる差別的な表現行為として注目されている「ヘイト・スピーチ」（憎悪表現）を中心に、部落差別の形態とその規制に関する諸課題について検討していきたい。ヘイト・スピーチとは、特定の人種や民族に対する憎悪に満ち、悪質で攻撃的な表現行為、あるいは、扇動と解されることが多く、部落差別と関連させて理解されることは必ずしも多くない。人種差別撤廃委員会に

おける日本政府への勧告では、「世系」の問題として從来から部落問題が射程に置かれており、ヘイト・スピーチの対象に関しても、二〇一一年一月に起こった水平社博物館前での事件を通して、実質的な被害当事者として想定されることがある。

日本政府は、人種差別撤廃委員会の勧告に対し、「同和問題については、日本政府としては、同和対策審議会答申（一九六五年八月一日）の通り、「同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である」と考えている」として、一九六九年に制定された「同和対策事業特別措置法」（特措法）による対応でカヴァーできているとしている。そして、一九六九年に制定された「同和対策事業特別措置法」（特措法）による対応でカヴァーできているとしている。しかし、どちらにせよいまや被差別部落・被差別部落民（部落・部落民）の定義とは、拡散的で構築的であり、これらを踏まえて、部落差別の現段階としてヘイト・スピーチとはどのような水準のものであるのかについて検討する必要があるだろう。同時に、部落問題に関しては、同答申による「国民的課題」としての位置付け以降も、各自治体レベルでの条例作りを経験してきたという経過がある。現在、国レベルでのヘイト・スピーチ対策の法制作りと同時に、大阪市や東京都に見られる自治体レベルでの条例作りが進行しているものの、このような経過が踏まえられていないのではないか。前者（部落・部落民の定義）は特殊的な意味で、後者（自治体レベルでの条例作り）は一般的な意味で、部落問題という文脈の中でヘイト・スピーチという差別現象を考察する意義を示している。

本稿の構成は次のようになる。第二節では、部落差別の規制を目的とした国、地方レベルでの経過を簡単に振り返る。第三節では、部落差別としてのヘイト・スピーチの特徴を検討する。第四節では、近年起こった部落差別の事案を具体的に検討する。第五節では、自治体と地域社会での対応可能性と課題について考える。<sup>(2)</sup>

## 二・部落差別の規制に関する経過

### 二・一 国レベルでの経過

部落解放運動にとって、差別を禁止する包括的な法制度を求める運動は、取り組まれるようになつて比較的長い期間が経過している。一九六九年に施行された「同和対策事業特別措置法」は、一〇年間の时限立法であった。一九七九年から三年間延長されるにあたって、「同和対策事業特別措置法」強化改正要求国民運動中央実行委員会<sup>(3)</sup>が結成され、一九八一年より「全国のあいつぐ差別事件」が発行されるようになつた。そ

の後、一九八二年に施行された「地域改善対策特別措置法」下の一九八五年には、「部落解放基本法」の制定を要求する「部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会」と名称変更している。<sup>(4)</sup> 一九八七年には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行され、一九九二年、一九九七年と五年間の延長を繰り返し、一〇〇一年三月をもって、特措法以来続いてきた同和問題の解決を目的とした特別施策が失効した。それを受けて、「部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会」と再度の名称変更がなされ、現在に至っている。

一九九六年五月の地域改善対策協議会（会長・宮崎繁樹）の意見具申により、人権教育・人権啓発の再構成、人権救済制度の確立の必要性が指摘された。一九九六年一二月に「人権擁護施策推進法」が、「人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備」することを目的に公布されると、人権擁護推進審議会が設置された。教育・啓発の分野に関しては、同審議会答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」（一九九九年七月）が出され、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に結実した（一〇〇〇年一二月）。また、同審議会から、「人権救済制度の在り方」（一〇〇一年五月）という答申が出され、一〇〇二年、小泉内閣により「人権擁護法案」が第一五四回国会に提出された（一〇〇三年一〇月衆議院解散により廃案）。その後、一〇〇五年の第一六二回国会において、民主党により「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」（人権侵害救済法案、人権救済機関設置法案）が提出されたが、審議未了のため廃案となっている。さらに、一〇一二年には野田内閣が人権擁護法案を修正した「人権委員会設置法案」を閣議決定したが、国会への法案提出はされていない。

## 二・二 地方レベルでの経過

地方自治体レベルでは、一〇〇五年一〇月に鳥取県議会で成立した「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が注目されるが、施行凍結・廃止され実現に至らないなど、未整備の状態が続いている。ヘイト・スピーチを目的とした活動を規制する自治体レベルでの既存条例適用の工夫が大阪府門真市や山形県などでみられるものの、公共施設を限定的に使用不可にすることに留まっている。理由についても、「公序良俗」に反するなど一般的なものであり、具体的にヘイト・スピーチに対象を絞った形ではない。旧来、自治体で決議・制定されてきた人権宣言や人権尊重を目的としたまちづくり条例、あるいは、近年の多文化共生を進める新たな条例作りの動きなどとの連関など、検討すべき課題は多い。

部落解放基本法が発表された一九八五年、大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が制定されたことは注目さ

れる。「同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象を引き起こすおそれのある調査、報告等の行為の規制」を制度化している。興信所・探偵社業者の自主規制を求めるだけでなく、規定に違反した場合、知事による指示、さらに、行政手続条例に基づき営業の停止を行うとまでしている。橋下府政下の二〇一一年三月に公布された改正条例では、新たに「第三章 土地調査等」が加えられ、土地差別調査事件として新たに出来ていた宅建業者・不動産会社等による行為を規制することになった。

自治体レベルにおける部落差別の規制条例については、地対財特法の期限切れという文脈を背景に、一九九三年六月の徳島県阿南市の「阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を先駆けとして全国に拡がり、二〇〇四年の時点で三〇三五市区町村中七六四（都道府県は一六）という数に上り、市町村合併を経て、一八三五市区町村中三九六（都道府県は一七）という数となつた（友永二〇〇七・五）。これらは、部落解放基本法の自治体レベルでの具体化として取り組まれ、内容は事業的側面から徐々に啓発的側面が強くなっていく。規制的側面や人権救済的側面は十分には位置付けられていないが、都道府県レベルでは、大阪府の条例を先駆として、部落差別防止を規定する条例も少なからず制定されていることは注目される（後述）。

以上のように国・地方のレベルにおける部落差別規制の経過を踏まえて、次節では部落差別の特質とヘイト・スピーチの関係について考えてみたい。

### 三、部落差別の特質

#### 三、一 実体から関係へ

部落差別に関する議論としては、主に社会学的な議論として、実体概念ではなく、関係概念として捉える視点が定着しつつあるように思われる（山本二〇一四）。特に、一九六五年の「同和対策審議会答申」に現れる実態的差別と心理的差別の相互作用という観点からでは、徐々に実態の変化が著しくなって以降の部落差別の現存状況を説明できないという問題意識が背景にある。それは、部落差別を「実体」や「本質」ではなく、「関係」として捉える視点である。さらに、誰もが部落民となり得、誰もが部落差別の対象となり得るといったように部落民概念が拡散的となり、また、その構築主義的性格が明らかとなってきた。これらの議論が等閑視されることで、部落差別とは擬似的な本質主義を前提にしたうえで成

立し、また把握されているように思われる。部落、部落民を名指し、あるいは、肯定的に名乗ることにおいても、拡散性と構築性は免れ得ない。これらの点を十全に踏まえたとき、部落差別は従来の形では成立しないのではないか。

部落差別に関する議論としては、主に社会学的議論のもう一つの側面として、複合差別論の浸透が挙げられる。複合差別とは、差別者と被差別者の関係性を固定的に捉えず、重層差別、相互差別を含む、差別／被差別関係の複合性を捉える視点である。この点は、関係概念としての差別論とも関わる。部落民と非部落民との間で部落差別は生じる。部落民と朝鮮人の間では、民族（日本人）という項目に基づいて、民族差別が生じ得る。同時に、朝鮮人もまた、旧身分制度の下で差別された部落民を差別し得る。この点が、女性、セクシュアルマイノリティ、障害者、アイヌ、沖縄人などにも同様に当てはまる。これらは、特定の属性に基づく差別が改善されるに従い、見えてきたリアリティに基づいている。差別者と被差別者を本質的に固定化することができないことへの社会（学）理論の対応もあるだろう。

### 三・二 ヘイト・スピーチとの関係

それでは、ヘイト・スピーチのように、差別者が現前し、差別行為が意識的・明示的である場合とは、どのような状況なのか。その際、部落差別の構成要件とは何であるのか。佐藤裕による「三者関係としての差別」が提起されて以降、具体的に部落民や被差別部落が現前としているとしても、差別者と第三者である「共犯者」の共同行為として、カテゴリーの価値の切り下げ（差別）は成立し得るとてきた（佐藤二〇〇五）。それは、「部落」や「同和地区」といったカテゴリーが具体的な人、地域に当てはまるのかどうかとは関係なく、差別は生じ得るということを意味してきた。同時に、被害の実態を示さなければ差別を証明し得ないという、被害者（マイノリティ当事者）への過度な負担を回避することも意味した。

一方で、差別者が現前し、差別行為が意識的・明示的である状況では、あえて、差別を証明すること自体が必要ない程に、差別は自明のものとして成立しているように思われる。水平社博物館前で行われた街宣行為は、部落、部落民という対象を同時に構成要件としていた分かりやすいケースであったように思われる。しかし、正真正銘の部落に住む部落民という形で属地属人主義的に被差別カテゴリーを構成することができるだろうか。現在、公式的には、どこに部落があり、誰が部落民であることを知ることはできない。それ自体が個人のプライバシーという問題を超えて、差別に繋がり得るからである。部落民アイデンティティをもち、部落アイデンティティを発信している人・地域以外は、特定するこ

とはできない（ことになつてゐる）。それだけに、差別に抗するマイノリティ住民、マイノリティ居住地域という言明も難しくなつてゐるのだ。<sup>(5)</sup>

もちろん、歴史資料、行政資料を通じて辿ることははある程度可能であるが、翻つて、歴史資料や行政資料からは辿れない属地・属人意識に支えられた部落民アイデンティティは存在しないかといえば、そうではない。ただし、このような部落、部落民の拡散性、構築性を踏まえて、ヘイト・スピーチが行われる訳ではない。非常にプリミティブな形でなされる行為は、属地属人が成立するという疑似的な前提をもとに行われている。その意味では、実際の部落や部落民を対象にしているか否かに関わらず、部落、部落民を想定したヘイト・スピーチは部落差別と言い得るものである。そして、否定的なカテゴリー使用は、実体からは隔離し続けながら強化されていく。その伝播性や影響力はいわば無制約的である。

他のマイノリティとの関係を含めて、この点を試みに図1に整理してみた。縦軸に属性の本質性と構築性を置き、横軸にカテゴリーの限定性と拡散性を置いた。これまで議論してきたように、属性の構築性、カテゴリーの拡散性という点で、部落、部落民を第四象限に位置付けることができるだろう。障害者、外国人、セクシュアルマイノリティ（LGBT）と、その属性の本質性（あるいは規定性）が強い順に位置付けることができるだろうか。同時に、属性の本質性の強度は、カテゴリーの限定性に比例している。逆に、カテゴリーの拡散性は、他者にとつても、当人にとっても操作性が高く、可塑性も高い。

### 三、三 部落差別事象の変遷

近年の部落差別事象の変遷をみると、ヘイト・スピーチの特徴を改めて考えてみたい。特に、「解放新聞」に掲載された差別事件を中心に取り上げてゐる『全国のあいつぐ差別事件』（一九八一

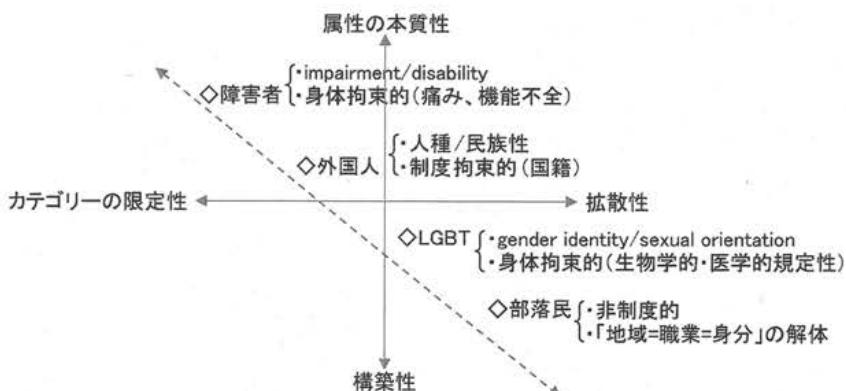


図1 属性・カテゴリーの性格

年（二〇一四年版）を参考にする。<sup>⑤</sup> 大きなトレンドとしては、第一に、差別事件は減少傾向にある。

第二に、根強い差別の継続と形態の多様化が確認できる。この多様な事件の類型化を試みたのが図2「部落差別の手段に基づく類型」である。縦軸に差別の無意識性と意識性を置いた。横軸に行為者の特定性と不特定性（匿名性）を置いた。差別行為の重要な要素は、差別が意識的か無意識的に行われたかどうかという動機や目的の部分である。また、差別者が特定できるのか、もしくは、匿名化されているのかも大きな要素である。特に、インターネットの登場によって、匿名化され且つ意識的な差別が露骨に表現されるようになり、旧来の落書きなどに比べると、はるかに伝播性が強く社会的影響力が甚大となる事象が目立つようになっている。両者は差別の手段としてdに分類できるが、その影響という点では違いがあるといえる。

それに対して、ヘイト・スピーチとは、行為者が特定され、差別の意識性が高いcに分類できる。差別発言、就職差別、結婚差別といった手段と、行為者の特定性、差別の意識性という点で共通する特徴を持つていていえる。ただし、伝播性や社会的影響力という点では、インターネットの書き込みに類似している。差別者としての特定性が明確であるという点も近年では特徴的だが、これまでの部落差別事象にもみられるものである。

これまでも行為者の特定性と差別の意識性に加えて、伝播性と影響力、さらに、差別を積極的に促す扇動性という点で、ヘイト・スピーチという呼称では把握されてこなかった事象が継続的に発生してきた歴史がある。例えば、「全国のあいつぐ差別事件」から、「生江における差別投書、落書き、電話」（大阪、一九八七年版）、「名古屋市民差別扇動・張り紙事件」（愛知、一九九二年版）、「Sによる差別扇動事件」（愛知、一九九七年版）、「新屋敷住民差別発言テープ事件」（高知、一九九八年版）などを拾うことができる。これらの事象から、現在のヘイト・スピーチは、部落差別に関する限り、決して新しい事態ではないことが分かる。その性格とは、（1）特定の個人・集

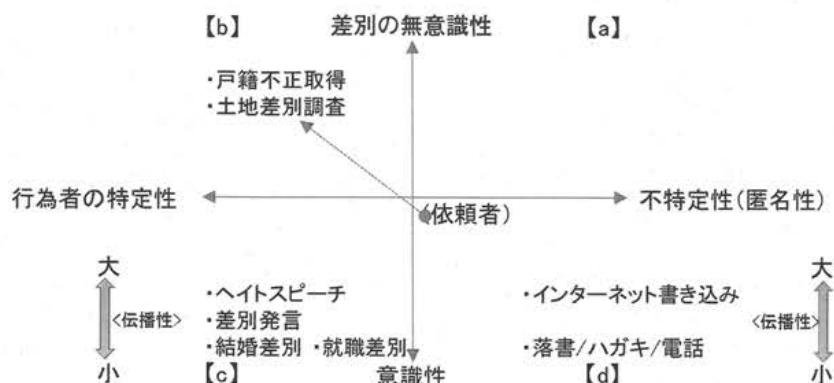


図2 部落差別の手段に基づく類型

団が、（2）明確な差別の意図を持つて、（3）具体的なターゲットを指定し、（4）攻撃的な差別表現を繰り返し、（5）インターネットなどを通して他者に差別を扇動しているものと整理できるだろうか。これらの要素が結合し、市民運動の形を取つていてることに新規性があるといえるかもしない。

次節では、二〇〇〇年代以降に起こった二つの差別扇動事件を比較し、部落問題とヘイト・スピーチの関係をさらに検討したい。

#### 四・二つの事例検討から

##### 四・一 連続大量差別はがき事件（二〇〇三年五月～二〇〇八年一月）

一つ目の事例は、「連続大量差別はがき事件」と呼ばれる、部落差別を含めて、様々なマイノリティへの差別を含んだ事象である。部落（部落解放同盟）、在日コリアン（在日本朝鮮人人権協会）、障害者（障害児を普通学校へ全国連絡会）、ハンセン病回復者（菊池恵楓園）、外国人労働者（外国人労働者をつなぐ千葉の会）などを対象に、差別ハガキ等を送付した同一犯による長期間にわたる事件である。図2の分類ではdに該当する。これまでにもハガキによる差別事象は繰り返し起こってきたが、その悪質性と継続性において、この事件は、際立っていた。<sup>②</sup>ハガキの内容には、次のような文言が記されていた。

えたは死んでもえた。

ゴキブリやハエやダニとして生まれ変わる。そして殺虫剤で処分される。殺えた剤というのもあるといいね。お前や△△、△△を処刑するときを使う。（浦本二〇一一二四四）

お前たちは特殊部落出身のえた非人のダニ共

まさにえたはやく病神であつて人間に不幸をもたらす魔魔である。こういう下等生物はもうこれ以上生かしておくわけにはいかないので殺すことになった。特殊部落ごと焼き払ってしまうのもいいし、炭鉱跡にとじこめて、毒ガスを中にまいて殺すのもなかなか楽しそう。一四一

匹殺すよりも集団で襲ってきたところを毒ガスで殺してしまうのがいい

(浦本二〇一一一二四五)

部落、部落民を「えた」「特殊部落」といった言葉を用いて人間以下のものとみなし、さらに、「処刑」「殺す」といった悪意を持った攻撃的な表現が繰り返されている。差別者は、当初、匿名であった。差別の対象とされた当事者による警察への再三の働きかけや自主的な調査を通じて刑事裁判に発展し、ようやく特定された。

被告（差別者）は、弁論において、「江戸幕府が、不満をそらすためにわざわざ被差別部落というものをつくってくれた。これは国家権力がつくってくれたものなのだから、これは安心してぶつけられる」「自分は国とか体制とかいうものをとても大事で、何よりも尊重すべきものだと思っている」と差別の理由を説明している（浦本二〇一一一二三四）。さらに、「自分の行為は犯罪ではないと思っていた。法律に触れなければ、何をやっても自由と思っていた」と、部落差別を認めるが、法律違反ではないとした。

一方で、検察側は論告求刑において、「部落差別事件としては近年まれに見る悪質な事件である」として、「本件一連の犯行は、明確な部落差別の意図をもつておこなわれている。被害者である被差別部落出身者は、被告の差別的意図により連日の脅迫を受けたのみならず、周辺住宅にまで差別偏見を流布され、著しい名誉の毀損を受けた。しかもこの被害は、偏見の拡大によって現に二次被害を生んでおり、被害者の傷つけられた人権の回復は、いまやきわめて困難であるといわねばならない」と断じた（浦本二〇一一一二五六）。

これに対しても、裁判所は、名誉毀損、脅迫罪、私文書偽造により懲役二年の判決を下した（二〇〇五年七月一日）。判決文の一節は以下の通りである。

本件は、被告人が、五名の被害者に対し、差別表現を含む脅迫文言を記載したはがき等を郵送して脅迫した事案、三名の被害者の居住地周辺の住民にあてて被害者らを差別する内容とともに被害者らが暴力集団に属しているなどと記載したはがきを郵送頒布して名誉毀損した事案、他人を中傷する三通の封書を送付する際に差出人として前記脅迫の被害者のうちの一名の署名をいすれも冒用した署名偽造・同使用の事案である。（浦本二〇一一一二四一二）

この事件は、部落差別そのものを規制する法律がないため、法務局、警察とも消極的な対応の中で、被告が再犯を繰り返し、さらに、被害が拡大していくことで、ようやく事件化され、既存の法律によって、名誉毀損や不法行為が認定されたというものである。<sup>(8)</sup> 差別ハガキが当事者に届くという点で、差別者と被差別者の間でのみの事象ともいえるが、居住地周辺住民に差別を扇動するという点で、伝播性や社会的影響がみて取れる。また、「処刑」「殺す」といった文言があり、攻撃性が認められる。ヘイト・スピーチのように集団による街頭での直接的な行為ではないものの、著しく差別性が強い。その情報の源泉は、「同和利権の真相」（同意）と「あいつぐ差別事件」（反発）<sup>(9)</sup> が挙げられ、原告は被告の無知を厳しく断罪するが、この事象は不正確な情報に基づきながらも、検察がいうように意識的に行われている。

一方で、特徴的なのは、事後的に差別当事者との間で糾弾会が開催されていることである。部落解放同盟東京都連合会は、犯罪性や匿名性の著しい事件では被害者を守るために告訴は必要であるとし、確認会・糾弾会だけが糾弾闘争ではないとし、国内法システムの活用をその概念に含めている。

差別されたものが、差別をした相手に抗議をし、その相手に反省と謝罪を求め、背景を掘り下げ、差別を是正する活動の総体を私たちは差別糾弾闘争と位置付けている。確認会・糾弾会だけが糾弾闘争ではない。差別行為者が反省せず、私たちの取り組みに応じない場合、広く世論に訴えること等も差別糾弾闘争である。また、事件の被差別者の救済や世論喚起のために既存の国内法システムを活用することも差別糾弾闘争である。（浦本二〇一一一二五四一二五五）

人権侵害救済法や差別禁止法の立法の根拠となる点<sup>(10)</sup>を法的対応の成果として確認し、法的対応により社会的啓発の効果がもたらされること、また、被害者をはじめ当事者の差別糾弾闘争が闘われて、はじめて法的対応を効果的に活用できることなどを、事件の教訓ともしている。もちろん、部落差別が法廷で裁かれたケースがこれまでなかつた訳ではなく、その事例は多く存在する。

#### 四・二 水平社博物館差別街宣事件（二〇一一年一月～二〇一二年六月）

次に、水平社博物館差別街宣事件をみたい。「平成二十三年（ワ）第六八六号慰謝料請求事件」とされる裁判は、二〇一一年九月から二〇一二年

六月まで行われた。場所は奈良県御所市の被差別部落であり、問題とされたのは水平社博物館の企画展示「コリアと日本——韓国併合から一〇〇年」（二〇一〇年一二月九二〇一一年三月）である。差別者は、特定的であり、意識的であり、図2でいうCに分類できる。形態は、街宣であり、その行為のインターネット上の拡散である。判決で、原告は慰謝料一〇〇〇万円を請求し、一五〇万円を相当と判断された。二〇一一年一月に行われた街宣内容は次のようなものである。

この水平社博物館、ド穢多どもはですねえ、慰安婦イコール性奴隸だと、こういったこと言つてるんですよ。文句あつたら出てこいよ、穢多ども。ね、ここなんですか、ド穢多の発祥の地、なんかそういう聖地らしいですね。

穢多やら非人やうたら、大勢集まつて糾弾集会やら昔やつとつたん違うんですか。出てこい、穢多ども。何人が聞いておるやろ、穢多ども、ここは穢多しかいない、穢多の聖地やと聞いとるぞ。出てこい、穢多ども、おまえらなあ、ほんまに日本中でなめたマネさらしやがつて

ここでそういうことやつたら、なんか大勢人間がね、集まつてきて囲まれて、なんか大変なことになるということをね、ちょっと事前に聞いてね。あまり、こう、平穏に街宣ができるとは思つてなかつたので、あまり何を言うか考えてこなかつたんですけど

いい加減出できたらどうだ、穢多ども。ねえ、穢多、非人、非人。非人とは、人間じやないと書くんですよ。おまえら人間なのかほんとうに（奈良地方裁判所二〇一二）

被告（代理人）は、「穢多及び非人は蔑称ではなく、これを述べた被告が不当な差別をしているものではない」と主張したものの、裁判所は、「被告は、原告が開設する水平社博物館前の道路上において、ハンドマイクを使用して、「穢多」及び「非人」などの文言を含む演説をし、上記演説の状況を自己の動画サイトに投稿し、広く市民が視聴できる状態においている。そして、上記文言が不当な差別用語であることは公知の事実であり、原告の設立目的及び活動状況、被告の言動の時期及び場所等に鑑みれば、被告の上記言動が原告に対する名誉毀損に当たると認めるのが相当である」と判断した（奈良地方裁判所二〇一二）。

原告である水平社博物館は、「差別街宣の違法性を認めた点を高く評価し、不当な差別助長行為をくり返す者らにたいする糾弾を今後も継続する」（解放新聞社二〇一二一一）としたが、代理人の古川雅朗は、「K（被告）の街宣は、その内容を表面的に見れば、原告となつた水平社博物

館という財團法人に対する直接的な名譽毀損・信用毀損をそれほどは含んではないと言いうるものでした。あるいは、誤った事実を述べて水平社博物館の信用を貶めようとするというよりは、さらにレベルの低い、被差別部落出身者一般に対する侮辱の部分が多いともいえます。このとき、差別用語を用いて侮蔑されたからといって水平社博物館には具体的にどのような「損害」が生じたのかという問題があり得ます」とした（古川二〇一三・七〇、傍点・括弧は引用者）。

判決の意義とは、第一に、ヘイト・スピーチに対して民法上の不法行為責任を追及する手段が認められたことであり、第二に、損害額が比較的高額であったことであるとされた。同時に、「ヘイト・スピーチについては、やはり、そのような法的規制の有無にかかわらず、市民社会が成熟することにより多様な市民の存在がごく当たり前に受け容れられ、それが何の力も持ち得なくなるということが本来あるべき姿だらうとは思います」と付け加えている（古川二〇一三・七八、傍点は引用者）。

この事件でも部落差別を規制する法律がない現状が露呈されたものの、既存の法律の活用によって、一定の対応がなされることとなつた。しかし、その後も、同一人物による街宣が同じ場所で繰り返されていることは、判決は有効な抑制効果になり得ていない現実を示している。<sup>(1)</sup>つまり、法的環境の整備が求められているということではないだろうか。代理人がいう「市民社会が成熟する」道筋が、具体的に示されていないだけではなく、「不当な差別助長行為をくり返す者らにたいする糾弾を今後も継続する」と原告が提起している点も（解放新聞社二〇一二・一）、具体的な道筋は示されていない。これは、差別ハガキ事件における対処に比べると、十分ではない。部落解放同盟奈良県連合会は、「差別街宣を、名譽毀損ということでしか訴えることができない現行の法体系の不備を明らかにし、あらためて救済制度の確立をめざすことが重要である」（解放新聞社二〇一二・一）としている。確かにその通りではあるが、差別の対象となるマイノリティが住む地域社会の中で生じたヘイト・スピーチに対する有効な対処を考えるうえでは、置き去りになつてゐる課題があるといえる。これは、大量差別ハガキ事件も同様である。

次節では、二つの事件の中で十分に検討されていない課題として自治体レベルでの規制・対応と地域社会における対応の問題を挙げ、さらにヘイト・スピーチについて考えてみたい。

## 五、ヘイト・スピーチが提起する二つの課題

### 五、一、自治体レベルでの規制

奈良県下（奈良市）では、第五九回部落解放全国女性集会が行われた日（二〇一四年五月八日）に、「在日特権を許さない市民の会」が、「奈良県民よ立ち上がり！新体制奈良支部初街宣」<sup>12)</sup>を実施した。奈良市長は、「相当違和感はあります、不許可とするのは難しいと判断せざるを得ませんでした」との見解を示していた。街宣内容は、「『入管特例法』の廃止を訴えています。在日韓国人は犯罪での強制退去がない！？年間逮捕者はなんと五〇〇〇人！今日も明日も朝鮮人の犯罪が」とされていたように、在日コリアンを対象にしたものであった。

全国では、部落差別をはじめとしたあらゆる差別を撤廃することを宣言した条例が作られている。奈良市でも、「奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」<sup>13)</sup>が制定され（一九九五年八月）、その後、「奈良市人権文化のまちづくり条例」が改めて制定されている（二〇〇九年三月）。同じく、奈良県でも、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」<sup>14)</sup>が制定されている（一九九七年三月）。例えば、ヘイト・スピーチの規制にこのような条例を活用することはできないのかどうか。奈良県議会では、「ヘイト・スピーチ（憎悪表現）に反対しその根絶のため法規制を求める意見書」を、全国の自治体に先駆けて採択している（二〇一四年一〇月）。しかし、自治体レベルにおける既存条例の活用やそのバージョンアップ等は十分に検討されている様子はない。つまり、有名無実化しているのである。

一方で、上述した「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」（一九八五年三月）、さらに、土地差別調査の規制を加えた二〇一一年三月の改正条例の事例は参考になるだろう。同条例は、目的を次のように掲げている。

第一条 この条例は、同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされた結婚差別、就職差別等の差別事象（以下「部落差別事象」という。）を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

単なる理念や目標を宣言するだけでなく、また、教育や啓発に留まるのではなく、部落差別事象（結婚差別、就職差別、土地差別調査等）の

発生を防止する具体的なプロセスが想定されている。条例違反者に対する指示、営業停止及び聴聞の特例を設け、指導及び助言を経て、報告の徴収を行い、さらに、勧告、公表、罰則という段階的な対処をプログラム化している。実際に、「㈱ジンダイによる身元調査差別事件」（大阪、一九九七年版）では、立ち入り調査と行政指導が行われている。

このような条例は、大阪府のみならず、他府県でも事例がある。例えば、「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」（一九九五年七月）では、県民及び事業者の責務を次のように規定している。

県民及び事業者は、同和地区の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

熊本県の条例では、指導及び助言、規制、申出、勧告、公表というプロセスを経て、部落差別事象の防止が図られることになっている。他にも、「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」（一九九五年一〇月）、「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」（一九九六年八月）、「徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例」（一九九六年一二月）がある。ただし、今日まで、具体的に適用された案件はない。<sup>13)</sup>

しかし、具体的に部落差別事象の防止ができる条例が自治体レベルにおいて存在している意味は大きい。特に、同和対策事業特別措置法から続く特別対策が終了し、国政レベルでの人権救済制度や差別禁止法が制定されていない現状では、条例の有効化や条例作りといった形で、自治体独自の対応策を積み上げて、国レベルでの対応を促すことが可能ではないだろうか。

## 五・二 地域社会への影響と対応の困難

最後に、上述の二つの事件がもたらした影響が地域社会において甚大なものであったことが、十分に言及されていないという問題を考えていきたい。「大量差別はがき事件」においては、東京都という同和問題の存在を意識しない人が大半である地域に住む部落出身者の生存が脅かされる部落差別事象に地域社会としてどのように対処したのかという点がある。理解のある大家や区役所の対応は非常に重要である。一方で、「水平

「社博物館差別街宣事件」では、部落にあり、部落問題を中心に取り上げている博物館前で行われたという点で、被害は深刻である。それだけでもなく、「市民社会が成熟する」という点でいえば、国や自治体、司法や警察の対応が期待できない段階での、地域社会の対応という点が鋭く争点になり得るケースであつたといえる。しかし、それだけに、地域社会が丸ごと糾弾闘争や対抗言論の拠点となることが困難であつたといえるのではないか。

この点は、二〇〇九年一二月四日、二〇一〇年一月一四日、二〇一〇年三月二八日と三度に渡つて行われた京都朝鮮第一初級学校（当時）襲撃事件の際に十分に問われなかつた地域社会との関係性への打撃という点と関連している。朝鮮学校による児童公園の「不法占拠」からの「奪還」を目的とする「在日特権を許さない市民の会」らの論理は、地域社会に影響を与え、公園からの撤収、さらに、学校の統合・移転の決断の背景となつた。

上述した二〇一〇年三月二八日、在特会による三度目の襲撃が行われた日、同校が位置する京都市内最大の在日コリアン集住地域である東九条地域の児童公園での集会、デモが計画されていることに対し、比較的早い段階で相談・協議の場が持たれ、対応策が練られていた。同地域でまちづくりや市民活動に携わる人たち、施設関係者で、勉強会や対策を重ね、住民向けに全戸配布で注意を呼びかけた。そこでは、在特会の行動が「これまで積み重ねてきた「共に生きる地域をつくる」ことを壊すものであり」「絶対挑発には乗らず、毅然たる態度を取りましよう。私たちも彼らの行動を監視します」とされた。警察との対応も重ね、当日には行進するコースを変更させるに至つた。

その後、「安心・安全の東九条を求める要望書」を、京都府警に提出する署名活動を行い、二〇一〇年四月三〇日には、「在特会による人権侵害から東九条を守る集い」が実施され、一〇〇人以上の住民が集まる集会で、署名協力が要請された。その際には、京都朝鮮第一初級学校からの報告もなされた。要望事項として、「在日特権を許さない市民の会」による東九条地域での「集団行進及び集団示威運動に関する条例」及び「道路法」に基づく集会・行進の申請等を許可せず、その行動を厳正に取り締まること」が挙げられている。しかし、その後、この取り組みは、同じ地域社会の中にある朝鮮学校襲撃事件と関連付けて取り組まれることはなく、朝鮮学校裁判が個別に進行することになる（二〇一〇年六月（二〇一四年一二月））。

少なからず、この東九条地域で進行した点と、水平社博物館のある御所市で進行した点には類似性を見て取ることができるのではないか。もちろん、京都府宇治市伊勢田にある在日朝鮮人集住地域での事例（二〇一三年五月）のように、明示的には対抗しないという戦略的に選び取ら

れた「地域の論理」であったともいえる。裏を返せば、地域社会に必然的に備わった「限界」（保守性）でもあるといえる。確かにヘイト・スピーチに最もよく対抗言論で応じている「カウンター」と呼ばれる行動の論理を、地域社会が直接的に選び取ることができる訳ではない。マイノリティもマジョリティも共に生活している地域社会の中で、ヘイト・スピーチなどの差別行為を規制・否定する論理が浸透・発現していかなければ、それに向かた、教育や啓発も、法律や条例も、また、判決や意見書も形式的なものにしかならないだろう。

差別者に対して被差別者が直接その行為を糺すという営みは、部落、部落民であることのカムアウトを意味するだけでなく、ヘイト・スピーチのターゲットとなることをも意味している。人だけではなく、地域が対象となる部落（同和地区）がその方向性へ舵を切ることは容易ではない。それは、現に厳しい部落差別があるから生じる事態でもある。差別からの解放というプロジェクトは、現時点においても一進一退のせめぎ合いの渦中にあるといってよく、ヘイト・スピーチへの対処に関していえば、部落問題特有の難しさ（保守性）がつきまとつことを指摘することができる。

## 六・小括

主に第四節から第五節の議論を表1のようにまとめた。

第一に、ヘイト・スピーチという行為における組織化、集團化には一定の特徴は認められるが、部落差別の現段階としては、これまでにも存在した形態のバリエーションについてよい。ただし、被害の伝播性や社会的影響力という点で、被害はより甚大である。

表1

	大量差別はがき事件	水平社博物館差別街宣事件	京都朝鮮学校襲撃事件
場所	東京都・非集住地域	奈良・部落（同和地区）	京都・在日コリアン集住地域
手段	ハガキ	街宣・インターネット動画	街宣・インターネット動画
被害者	ハガキの宛て主	財団法人（博物館施設） 地域住民（部落民／同和関係住民） 地域社会（部落／同和地区）	学校法人（学校） 子ども・教職員（在日コリアン） 地域社会（在日コリアン集住地域）
法的対処	刑事裁判（名誉毀損等）	民事裁判（名誉毀損等）	刑事裁判（威力業務妨害等） 民事裁判（名誉毀損等）
自治体行政	事後啓発	不作為（人権条例あり）	不作為から事後啓発（人権関連計画あり）
議会	（未確認）	県議会意見書（事後）	府会・市会意見書（事後）
警察	不作為	不作為	不作為
当事者団体	糾弾会・確認会	運動方針での位置付け	消極的対応
地域社会	排除と包摂	非対応	消極的排除（学校周辺） 自主的対応と自然消滅（まちづくり）

第二に、その差別行為の規制・対応という点では、重要な二つの課題—自治体レベルと地域社会における対応—が十分に検討される必要があることが確認できたのではないだろうか。

#### 注

- (1) 外務省「人種差別撤廃委員会の日本政府報告審査に関する最終見解に対する日本政府の意見の提出」(一九九一年八月)、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikojinshu/iken.html> (二〇一五年一月四日閲覧)。日本政府は、「同和地区の経済的低位性や生活環境等の改善を通じて同和問題の解決を図ることを目的として、同和対策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の三つの特別措置法を制定し、三十多年にわたって各種の諸施策を積極的に推進してきた。」ともしている。
- (2) 本稿では、「えた」「穢多」「非人」「特殊部落」などを差別的な意図をもつて使用する表記を複数箇所にわたって引用している。ハイト・スピーチをはじめとした部落差別表現の害悪性、被害性に対する理解を深め、規制の可能性と課題を検討・提起する目的をもつて言及する。
- (3) 部落解放同盟大阪府連合会は、「あいつぐ差別事件」を一九七二年から二〇〇一年にかけて発行している。
- (4) 部落解放基本法における差別禁止に関する条項としては、第七条の部落差別の規制等として、「国は、部落差別事象の発生を防止するため、部落差別を助長する身元調査活動の規制、雇用関係における部落差別の規制等必要な法制上の措置を講じなければならない」が該当する。また、第八条の部落差別の被害者に対する救済制度として、「国は、部落差別の被害者に対する救済制度を確立するため、人権委員会の設置等必要な法制上の措置を講じなければならない」としている。第九条の同和対策事項、第一三条、第一四条の部落解放対策審議会の設置・組織にみられるように、同和地区的社会的経済的地位の向上を図る項目を含み、同和対策事業の強化のねらいを見て取ることができる。
- (5) この点は、第五節で言及する部落差別事象の防止を規定する条例が、同時に、部落を知る、部落問題を理解するという「正当」なニーズに対しても抑制的に働くといふバラドクスを示している。
- (6) 誰が、どのような現象を、「差別事件」と名指すのか。そこには強い恣意性が働く。ある現象を事件として捉え直すという点において、「解放新聞」は強い恣意性が働くているとみるべきであろう。とはいえ、法務省人権擁護局によつて計上される差別事件もまた、行政的な把握であり、恣意性を免れない。これらの点を考慮を入れて、部落差別事象について検討を加えていく。
- (7) 類似の事件として、「奈良市内のお好み焼屋経営Aさん宛差別ハガキ事件」(奈良、一九八五・八六年版)、「嘉幡支部役員宅への差別ハガキ事件」(奈良、一九九二年版)、「東京都連墨田支部あて差別ハガキ事件」(東京、一九九八年版)、「県連事務所に差別ハガキ」(愛知、一九九九年版)、「差出人詐称京都市北区連続差別ハガキ事件」(京都、二〇〇四年版)、「立花町連続差別ハガキ事件で脅迫続く」(福岡、二〇〇七年版)などが挙げられる。
- (8) ハンセン病者に対して、差別ハガキを送つた当事者(原告)の名を借りて、次のような差別ハガキを送つてゐる。「お前たちはハンセン病にかかった奴らはハンセン病发病の時点で人間ではなくなった。ダニやゴキブリやハエやノミやシラミやうじ虫よりもバカでアホでうざつたくて汚ない下等単細胞生物になつたのである。おくらせながらハンセン病发病心よりおめでとうございます。」(浦本二〇一・一一・一六)。
- (9) 原告の分析によれば、「被告には強烈な『被害者意識』がある。被告はことに『就職できないこと』を強調するが、それだけではなく、「周囲や社会の何人からも、自分が認められていない」ということについての不満が強いストレスとなつて被告を苦しめていた」(浦本二〇一・一・一四三)。
- (10) 「東大阪結婚差別違法判決事件」(大阪、一九八三年版)、「大蔵住宅にかかる差別大量配布事件」(福岡、一九八七年版、仮処分)、「損害賠償請求訴訟最高裁が結婚

差別で判決」（岡山、一九九〇年版）、「部落差別による内縁解消・損害賠償認める判決」（大阪、一九九七年版）、「桑名市・差別落書き犯逮捕」（三重、一九九八年版）、「元慶應大学生による連続差別脅迫ハガキ事件に有罪判決」（東京、二〇〇一年版、判決、国連人種差別委、人権擁護審）、「N社元社員Sによる差別ホームページ、メール事件」（大阪、二〇〇五年版、業務妨害逮捕）、「松坂商業高校元教員差別発言事件（控訴審判決）」（三重、二〇〇六年版）、「海上自衛隊自衛官による差別ホームページ（控訴審判決）」（徳島・香川、二〇〇七年版）。

- (11) 二〇一三年一月三日。「水平社博物館前でKが再び差別街宣」「解放新聞」中央版、二〇一三年四月一日付（筆者により、被告の実名は、イニシャルとした）。
- (12) <https://twitter.com/nakagawagen/status/494658719981043713> (二〇一五年一月一日閲覧)
- (13) 筆者による各県担当者へのピアリングによる（二〇一四年六月二十五日現在）。

#### 参考文献

- 解放新聞社二〇一二「差別街宣裁判で勝利——差別で不法行為と奈良地裁」「解放新聞」二五七六：一  
佐藤裕二〇〇五「差別論——偏見理論批判」明石書店  
谷川雅彦二〇一二「差別を乗り越える手段としての差別禁止法——部落差別の現状から見えてくる課題」「部落解放研究」六八三：二〇一—二七  
友永健三二〇〇七「部落差別撤廃・人権条例の制定の経過・現状・今後の課題」「部落解放研究」一七五：二一四  
奈良地方裁判所二〇一二「平成二三年（ワ）第六八六号慰謝料請求事件」  
古川雅朗二〇一二「日本型排外主義——在特会・外国人参政権・東アジア地政学」名古屋大学出版会  
樋口直人二〇一四「なぜ、いまへイト・スピーチなのか——差別、暴力、脅迫、迫害」三一書房、六六一七八  
師岡康子二〇一四「ヘイト・スピーチとは何か」岩波書店  
安田浩二〇一二「ネットと愛国——在特会の「闇」を追いかけて」講談社  
山本崇記二〇一四「差別論の素描——部落差別を捉えるために」「奈良人権部落解放研究所紀要」三二：一一八  
参考URL 部落解放人権・研究所 <http://blibri.org/>